

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第1章 障害者理解の促進のために								
第1節 啓発・広報活動の推進								
1 障害者問題の理解促進								
障害や障害者についての理解と心のバリアフリーを促進するため、様々な機会をとらえて、広報・啓発活動の推進を促進します。								
		(1)「広報ながの」等により障害者や障害児への教育的支援への理解促進を図ります。		障害福祉課	こども版長野プランの発刊	第三次長野市障害者行動計画の副読本として、こども版長野プランを平成15年3月に発刊した。このプランは、主人公の二人の子供が色々な場所を見学したり、障害者の方から話を聞いたりしながら障害について学んでいくというもので、大変わかりやすい内容のもので、市立・県立図書館、小中学校にも配布したが、浸透していないのが現状だ。	事業の中身を検討し、教育的支援の視点から更なる障害者の方の理解の促進に取り組んでいきたい。	
		(2)障害者雇用、社会参加等の促進を図るため各種機関への啓発・広報を行います。		障害福祉課	長野市障害ふくしネット	市と各種障害者団体等が、障害者雇用と社会参加の促進を図るために各種セミナー、機関紙・ガイドブックの発行をしている。	他市町村より早く立ち上がり、積極的な活動をしているが、形骸化している面もある。ここでの活動が障害者基本計画に直接反映できるよう検討する。	
		(3)「ふれあいまつり」等関係機関や福祉関係団体が行うイベントに参加・協力します。		障害福祉課	ふれあいまつり開催事業	障害者の方と健常者の方が接して、心ふれあう機会を増やすため、障害者の方と健常者の方が協同して実行委員会を組織し、広く市民が参加できるよう企画し開催しているが、参加収入、広告収入等では賸えないため、ふれあいまつりを開催する資金調達に苦慮している。	本事業の趣旨に立ち返り、障害者の方と健常者の方が、より一層ふれあっている、ふれあいまつりを企画実行していく。	
		(4)ユニバーサルデザインのまちづくり促進のためのパンフレット等を作成し、配布します。		障害福祉課	未実施	広報ながので取り上げることはあったが、パンフレット等の作成はしていない。	ユニバーサルデザインという用語は徐々に一般化してきているが、今後はユニバーサルデザインの考え方について一層の理解を図る。具体的なユニバーサルデザイン化については、ユニバーサルデザインが日常生活のあらゆる点に関係することから、促進すべき対象と主体となる実施者を考慮した上で、啓発を検討する。	
2 「障害者の日」の周知								
「障害者の日」の周知に努めます。								
		(1)12月9日の「障害者の日」を周知するため、関係機関・福祉関係団体等と共同でイベントを開催します。		障害福祉課	障害者週間特別企画・地域生活ネットワークセミナー	平成16年障害者基本法の改正により、毎年12月3日から12月9日までが障害者週間となり、例年この期間にネットワークセミナーを開催し障害者の福祉についての関心と理解を深めてもらうよう周知している。広報による周知。	今後も企画内容を充実させ、広く一般の方々が多数参加できるよう検討していく。	
3 福祉に関する教育の推進								
障害者への正しい理解を深め、人権尊重の意識を啓発するために、幅広い世代の市民への福祉教育を推進します。								
		(1)障害者理解を促進するため、保育園・幼稚園、小・中学校等において交流教育や啓発教育を推進します。		学校教育課 保育家庭支援課		各学校の教育課程により、総合的な学習の時間、交流及び共同学習等を実施している。 三輪学園、愛の樹園へ通所している児童が、交流保育園(柳町、寺尾、西部保育園)と定期に交流することで、保育園児と通所児童の交流となっている。	引き続き各学校で実施していく。 交流施設と同等の施設が、増えていることからそれら施設との交流も今後検討していく。	
		(2)市民の理解を深める講演会や福祉講座の充実に努めます。		障害福祉課 生涯学習課	社会活動事業補助金 人権同和教育研修・講演会	障害者団体が、障害者の理解、啓発活動を行うための補助金を支出しているが、運営費と社会活動事業の違いが不明確である。 あらゆる差別の根絶を願い、公民館事業として人権同和教育研修・講演会等を開催し、地域における人権意識の向上に努めている。参加される方は熱心に討議に加わるなど、人権意識や支援についての意欲が高まっているが、参加者が少ない点が課題である。	団体の選考について、幅広い団体からの応募を検討する。 全公民館で継続的に人権同和教育研修・講演会等を開催し、地域における人権意識の向上に努める。より多くの方に参加していただけるよう、内容や講座の持ち方を工夫しながら実施していく。	
		(3)小・中学校教職員、市職員等への精神保健を初めとする福祉関係研修の充実に努めます。		健康課 学校教育課 職員研修所	精神保健関係者研修会 市教育センター研修講座 特別支援教育支援員配置 障害者差別を含む人権同和教育問題での職場研修や、階層別研修など。	管内の精神保健等の関係者を対象に研修会を開催し、現場で必要となる情報を提供している。 市教育センターにおいて、管理職研修を含めた5講座の特別支援教育に関する教職員研修を実施している。また、特別支援教育支援員への研修を実施している。 人権同和教育推進研修は全職員を対象としたしているため、職場全体での意識啓発に有効。また、階層別研修(新規採用・2年目等)では、職位ごとに実施することによって、意識を新たにすることができる。	引き続き実施する。 学校全体での支援体制を一層推進するため、学校現場での研修を充実させる必要がある。 今後も市職員が障害者への理解と配慮を深めるために、人権意識啓発の職場研修や階層別研修などを実施していく。	
		(4)車いす・アイマスク・手話等を体験する福祉教室や、集会・講習会等を開催し、地域における福祉教育の充実に努めます。		生涯学習課 学校教育課 厚生課(社協)	人権同和教育研修・講演会	あらゆる差別の根絶を願い、公民館事業として人権同和教育研修・講演会等を開催し、地域における人権意識の向上に努めている。参加される方は熱心に討議に加わるなど、人権意識や支援についての意欲が高まっているが、参加者が少ない点が課題である。 各学校の教育課程により、福祉体験教室等を実施している。 地域福祉活動振興事業の中でメニュー化し助成をすることで地区での福祉体験が推進できた。参加者が役員中心になっていることが課題。	全公民館で継続的に人権同和教育研修・講演会等を開催し、地域における人権意識の向上に努める。より多くの方に参加していただけるよう、内容や講座の持ち方を工夫しながら実施していく。 引き続き各学校で実施していく。 開催の曜日や時間を工夫し、広く住民が参加できるような形での実施を進める。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第2節			NPO・ボランティア活動等への支援					
1			NPO・ボランティア活動等への支援					
			NPO・ボランティア活動に参加する人とサービスを必要とする障害者の連携を図りながら、活動への支援を行います。					
			(1)ボランティアグループとNPO法人のネットワーク化、活動状況に関する情報収集・発信などを行う市ボランティアセンターの機能の充実を促進します。	厚生課(社協)	ボランティアセンター事業(Vコーディネート、V情報センター事業等)	ボランティアセンターを開設。3人に1人がボランティア活動をするまちづくりを目指し相談支援や各種講座を実施した。時代とともにボランティアが多様化しているため新しい層の開拓や専門的な課題への取り組みが必要となっている。	多様なボランティア活動に対応するため、地区ボランティアセンターやまちの縁側等の拠点づくりや、課題別養成講座の実施等を通じた人づくりを実施。	
				地域振興課	市民公益活動団体の支援	各種団体からの情報を収集し、機関紙やブログ等で広く市民に発信している。しかし、障害者団体はプライバシーの関係もあり積極的に情報発信しにくい面がある。	サービスを提供する側と受ける側が、よりスムーズに出会える場作りを行なう。	
			(2)地域におけるボランティア活動の拠点となる地区ボランティアセンターの整備充実を促進します。	厚生課	地域福祉推進事業	既存の市有施設を活用して地区の地域福祉推進拠点の整備を推進した。しかし建設に当たってそうしたスペースは想定されていないため、確保が困難な地域がある。	既存の市有施設の有効活用を基本としながら、地域資源の活用を含め、地域福祉推進拠点の整備を促進する。	
				厚生課(社協)	新たなボランティア拠点づくり事業	まちの縁側づくり事業や地域福祉ワーカーへの支援を通じ地区の拠点づくりを推進した。財源や場所について充分整備できていない点が課題。	平成25年には、まちの縁側5000箇所を目指し講座や情報発信を実施。地区の拠点も20箇所を目指し、地区の拠点づくり講座等を実施していく。	
			(3)ボランティアやボランティアコーディネーターの養成に努め、活動を支援します。	厚生課(社協)	ボランティアコーディネーター養成研修事業	毎年度、通年で養成講座を実施。約15回程度開催し、1000人を超える参加者を得て実施している。養成講座終了後のフォローアップ等が必要。	今後も養成講座を実施。特に地域福祉ワーカー等、ボランティア活動拠点でのコーディネーターを養成する内容やフォローアップ機能を強化。	
			(4)精神保健福祉ボランティア養成講座の充実を図るとともに、活動の場の調整など必要な支援を行います。	障害福祉課		障害者自立支援法の施行により、障害の区分が一本化され、本事業は廃止となった。	障害者自立支援法の施行により、障害の区分が一本化され、本事業は廃止となった。	
第3節			権利擁護の充実					
1			権利擁護の充実					
			障害者の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策としての権利擁護、市民による幅広い権利擁護という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を擁護し利益を守るための事業を進めます。					
			(1)障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。	障害福祉課	広報ながの特集ページ	共生社会実現のため、広報ながの12月1日号で啓発活動を行っている。	引き続き、啓発活動を行う。	
			(2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。	障害福祉課	障害者相談員設置	心身障害者相談員協議会において、成年後見制度や消費者保護について研修を行い、日常の相談員活動に活用している。	各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図る。	
				厚生課	民生・児童委員研修会の実施	民生・児童委員活動に関する研修の内容の一つとして取り上げる程度。民生・児童委員活動の内容が広範囲に及ぶことから、ここ数年は取り上げていない。	民生・児童委員活動内容を考えた場合、毎年の研修で取り上げることは困難であるため、現在の方法を継続する。	
				厚生課(社協)	説明会・研修会の実施	振り込め詐欺から成年後見に関する相談まで権利擁護の視点から、説明会や研修会を実施してきた。周知や各機関との連携、役割分担を明確にする必要がある。	各事業に「権利擁護」の視点を加えて実施していく。相談者を支えるための推進会議や、専門職や実務者による連携会議を実施していく。	
			(3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。	障害福祉課	障害者相談支援	8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員及び当課CWにより福祉サービスの周知、利用の手続き等の支援を行っている。また、家族会等への支援として定例会への参加により相談等に対応している。	相談支援体制を充実させ継続した支援を実施していく。	
			(4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。	障害福祉課	障害者相談支援	8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員により権利擁護に関する相談に対応している。また、社会福祉協議会において「成年後見支援体制構築促進事業」を行っており連携を図りながら対応をしている。	相談支援体制を充実させるとともに、「成年後見支援体制構築促進事業」を継続し、連携を図りながら対応をしていく。	
				厚生課(社協)	生活支援あんしん事業	相談(きぼう相談)から各種支援(暮らしのあんしん・日常生活自立支援)を総合的に取り組んできた。成年後見の移行についてが課題。	成年後見が必要なニーズについても専門的に対応できる相談支援体制づくりを実施していく。	
			(5)障害があるため、日常的な金銭管理や財産保全に不安をもつ人には、「日常的な金銭管理・財産保全サービス」を社会福祉協議会と連携を図りながら促進します。	障害福祉課	障害者相談支援	社会福祉協議会において実施している「日常生活自立支援事業」及び「暮らしのあんしんサービス事業」がスムーズに利用できるよう連携を図って取組んでいる。	引き続き連携を図りながら取り組んでいく。	
				厚生課(社協)	日常生活自立支援事業	現在、100件以上の利用者に対してサービスを提供している。人的な不足等があり、制度が必要な方に対し十分な相談や、迅速な支援やその継続が難しい。	事業担当者の増員等の検討をしながら、関係機関との連携や役割分担を推進し事業が円滑に実施していけるよう、人的、機能的な整備を実施。	
			(6)障害者の居住用財産等を担保にした生活資金を融資する財産活用サービス、障害者の財産を運用し保全を図っていく財産運用サービスの調査・研究を行います。	厚生課(社協)	生活福祉資金貸付制度	身障や療育または精神保健福祉手帳所持者に対し、経済的自立や安定した生活に向け資金を貸付している。事業の要件、限度額の設定が時代になじまない点が課題。	就労の支援等は資金の貸付だけでは解決につながらないことも多いため、関係者との連携を強化していく。	
			(7)障害者の権利擁護、障害者に対する権利侵害や福祉サービスの苦情等に関する総合相談窓口を設置します。また、障害者の参加及び専門職団体との連携を図りながら、チェック機能を含めた調査・研究等を行い、権利擁護のシステムづくりを行います。	障害福祉課	障害者相談支援	8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員により相談に対応している。また、長野市障害ふくしネットの部会として平成19年度より新たに「けんり部会」を発足し、権利侵害等に関する様々な課題に取り組んでいる。	相談支援体制の更なる充実と相談支援事業所及び障害ふくしネットが連携し、課題を分析し解消を図っていく。	
				厚生課(社協)	生活支援あんしん事業(総合相談事業)	障害者を含む家族や、障害以外に借金や消費者トラブル等がある複合的なニーズに対して総合相談を実施しケース会議や司法の専門職と連携し支援している。役割分担が課題。	成年後見支援体制の構築を推進する中で、成年後見のニーズを抱える障害者に対する総合相談事業を実施していく。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第2章			地域支援策の推進のために					
第1節			相談体制及び情報収集・提供の充実					
1			総合的な相談体制の充実					
			障害者やその家族の相談に応じ、不安解消や問題解決のため、相談・指導体制の充実に努めます。					
			(1)相談できる事項等を広く障害者全体に情報として提供します。	障害福祉課	障害者相談支援	相談支援専門員の存在や相談内容等広報による周知及び各種団体、関係機関、学校、医療機関等への訪問、チラシの配布により周知するとともに障害ふくしネットから情報提供を行っており浸透してきている。	引き続き幅広い情報提供に努める。	
				健康課	健康カレンダー、子育てガイドブックによる情報提供のほか、健康診査・健康教室等で相談が必要と認められる児の保護者に紹介する。精神保健相談、難病医療・生活相談	媒体を全戸配布するなど幅広く情報を提供できた。健康カレンダー、市HPや特定疾患対象患者に対しては個別の郵送等により周知を図り、相談申込者はほぼ予定数に達するなど、情報提供はできている。	引き続き幅広い情報提供に努める。	
			(2)相談内容の多様化に対応した相談窓口を設置し、ケアマネジメントの実施等の充実に努めます。本人や家族の生活の質(QOL)の向上のため、あらゆる相談が受けられる窓口を長野障害者自立支援センター(通称マイ・ステップ)等利用しやすい場所に設置し、ソーシャルワーカー等の専門担当者により障害者やその家族の相談に対応します。	障害福祉課	障害者相談支援事業	8事業所に相談支援事業の委託をし選任の相談支援専門員が3障害の相談を受け地域での生活のコーディネートをしており相談支援事業の拠点として定着してきた。	相談支援専門員・ケアプランナーのスキルアップを図り、必要なときに必要な相談ができ、的確な障害福祉サービスを利用できるようにする。	
				障害福祉課	ケアプラン作成事業	ケアプランナーが本人やその家族の相談を受け、福祉サービス利用の具体的な計画を作成する。プランナーは増加しプラン作成数も伸びている。	相談支援専門員・ケアプランナーのスキルアップを図り、必要なときに必要な相談ができ、的確な障害福祉サービスを利用できるようにする。	
				健康課	精神保健相談、難病医療・生活相談	医療・保健に関する相談のほか、相談者のニーズにあった情報提供に努めているが、ニーズが多様であるため限界がある。	庁内・関係機関の連携の下、多様な相談に対応できる仕組みづくりを検討する。	
			(3)相談者へは、保健・医療、福祉、教育、雇用、生活環境等の全般にわたって統合された情報提供に努めます。	障害福祉課	障害者相談支援	8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員により様々な相談に対応し、相談者のニーズにあった情報提供に努めている。	相談支援専門員、ケアプランナー及びCＷが連携を図り、障害ふくしネットを活用し情報提供に努めていく。	
				健康課	精神保健相談、難病医療・生活相談	医療・保健に関する相談のほか、相談者のニーズにあった情報提供に努めているが、ニーズが多様であるため限界がある。	庁内・関係機関の連携の下、多様な相談に対応できる仕組みづくりを検討する。	
			(4)相談授受は、インターネット等による福祉ネットワークの構築、普及と活用に努め、長野障害者自立支援センターがすべての障害者に対応できるよう検討します。	障害福祉課		インターネット等による福祉ネットワークの構築は、行っていない。センターでは、三障害全ての人からの相談に応じている。		
			(5)民生・児童委員、心身障害者相談員や福祉推進員等の人材の養成、資質の向上を図り、十分な在宅障害者の相談体制をつくり各種の制度を活用して、在宅障害者のニーズにこたえるよう努めます。	障害福祉課	障害者相談員設置	障害者自立支援法の施行により相談支援専門事業所など相談体制が整備され、県の心身障害者相談員委託は廃止されたが、市は引き続き心身障害者相談員を設置している。3障害の相談員が地域で活動し、身近での相談に応じる体制になっている。定期的な研修会を通じ、様々な相談に応じることができるよう備えている。	総合的・専門的な相談支援機能の及ばない領域について、地域で生活する当事者の立場に留意したきめ細やかな相談を行い、全体として厚みのある相談支援を実施していく。	
				厚生課	民生・児童委員研修の実施	民生・児童委員に対し、活動における心構えや対応方法等について、年1回研修を行っている。	今後も継続していく。	
				厚生課(社協)	よろず相談	民生児童委員や福祉推進員に対して、発見・つなぎ役の機能の重要性や相談者を支援する相談としてよろず相談に取り組んだ。周知や継続した支援が必要。	地域で相談活動に携わる方を支援する相談機能としてよろず相談機能を強化。関係機関との連携も推進し役割分担を明確にしていく。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
	2		総合的な情報収集・提供の充実					
			各種の情報を収集し、積極的な情報の発信に努めます。					
	(1)		国・県等広く他機関と連携し情報の収集・提供を図ります。	障害福祉課	ふくしネットワーク	市内事業所・関係機関との情報交換をはじめ地域の課題について検討・県内外の関係機関とも必要に応じた情報収集を行っている。	引き続き幅広い情報提供に努める。	
	(2)		各種制度の利用・活用のための資料収集と解説をし、情報提供の充実を図ります。	障害福祉課	サービスガイド発行	障害者福祉制度のガイドブックを年6,000部印刷し、新規手帳取得者及び希望者に配布している。	引き続き、希望者等に配布していく。	
				広報広聴課	広報ながのなど	各種制度について、各担当課からの掲載希望により「広報ながの」で情報提供しているほか、各種広報媒体で情報提供している。しかし、広報手段が「広報ながの」に限られている場合も多く、各種広報媒体を使った複合的な情報発信が不十分である。	引き続き「広報ながの」での情報提供に努めるとともに、ラジオやデータ放送、インターネットなど多様な広報媒体を複合的に活用して広報するよう各担当課と連携を取っていく。	
	(3)		視覚・聴覚障害者への情報提供にも平等性を配慮して充実を図ります。	障害福祉課	手話通訳者・要約筆記者パソコン要約筆記者派遣事業	長野市に在住する聴覚、音声機能又は言語機能に障害のある方に対して手話通訳者及び要約筆記者、パソコン要約筆記者を派遣している。市の直営で行っていた業務をH18年度から長野市聴覚障害者センターへ委託し、年間の総派遣時間もH18年からH20年の3年間で1.77倍に伸びるなど、制度が浸透して利用が増加している。	引き続き同様の派遣事業を継続する。現時点での派遣範囲は、医療、教育、職業に関することに限定されているが、通訳者等の人数が増え、派遣できる通訳者等の確保が容易になれば、派遣範囲の拡大を行う予定である。	
				広報広聴課	点字広報、長野市公式ホームページなど	「点字広報」は、広報ながのの掲載内容を点訳して発行している。また「市ホームページ」は、文字の大きさや色調の変更への対応や、音声読み上げソフトへの対応など、誰でも利用しやすいようアクセシビリティに配慮して作成している。しかし、「点字広報」については配布希望者の把握、「市ホームページ」についてはコンテンツのさらなる充実が課題である。	「点字広報」は、配布希望者の把握が不十分であるため、配布基準の整理を行い、視覚障害者で必要な人に配布できるようにしていく。また「市ホームページ」は、平成23年度にリニューアルすることから、障害者、健常者ともに利用しやすいコンテンツづくりを進めていく。また、「市政テレビ」で聴覚障害者への字幕提供の拡充・検討を進めていく。	
				長野図書館	点字図書・録音図書(CD・カセットテープ)の貸出、拡大読書器の設置、対面朗読	北信地域に在住又は長野市内に通勤通学する視覚障害者の方に、点字図書・録音図書を郵送で貸出している。弱視の方が利用できるよう拡大読書器を2台設置している。また、来館の視覚障害者に対してボランティアによる対面朗読を実施している。	引き続き実施していく。	
	(4)		インターネット等によるネットワークの普及と活用の推進に努めます。	障害福祉課	ホームページ作成	障害福祉課のホームページを作成している。	最新の情報を提供できるよう、随時更新していく。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第2節			在宅福祉サービスの充実					
1			在宅福祉サービスの充実					
			在宅志向が急速に高まる中、障害者が地域で共に安定した生活が送れるように、在宅福祉サービスの質的・量的な拡充を図るとともに、障害者・家族の多様なニーズに応じられる体制づくりに努めます。					
			(1)在宅リハビリテーション、盲導犬、聴導犬又は介助犬等の導入などのサービス内容や、その利用方法の明確化及び展開を図ります。	障害福祉課	補助犬使用者助成	補助犬導入訓練に要する交通費の助成及び飼育費の助成を実施している。補助犬相談窓口の広報を行っている。	引き続き、中核市、県内他市の動向を踏まえながら助成を実施していく。	
			(2)精神障害者の「居宅生活支援事業」を初め、在宅サービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、デイケア、ショートステイ、グループホーム)についてサービス目標水準を設定し利用を図ります。また、早朝・夕方の時間外ケア、タイムケアの延長について検討します。	障害福祉課	障害者相談支援	自立支援法施行に伴う3障害一元化により障害福祉サービスの一つとして在宅サービス支援が図られている。	継続した支援に取り組んでいく。	
			(3)老人福祉施策及び介護保険事業と連携を密にし、効率的な実施体系を確保するよう努めます。	高齢者福祉課	訪問理美容サービス事業	利用件数は年々増加しており、寝たきり高齢者等や重度障害者等の心身のリフレッシュと介護者の負担軽減に繋がっている。平成21年度から利用者負担を見直し、適正な利用料を徴収している。一時障害福祉課との連携がうまくいかず、重度障害者と寝たきり等の高齢者の認定に混乱が生じた。	重度障害者と寝たきりの高齢者等の認定について、障害福祉課との連携を密にし、混乱が生じないよう事業を実施する。また引き続き利用者、事業者、市の負担割合など事業内容の改善を図る。	
				介護保険課	住宅改修福祉用具貸与・購入	介護保険法に基づいて給付している。	給付の適正化のため、受付の際に申請内容の事前点検や利用書の確認等を行っている。	
				介護保険課	住宅整備事業	要介護者及び要支援者の怪我を防止し、住み慣れた居宅で安心して暮らせるようにするとともに、日常生活をできる限り自力で行えるようにすることにより、要介護度の重度化を防ぎ、介護給付費の縮減につなげていく。	介護保険制度による住宅改修を優先し、低所得者を対象に支援している。	
			(4)障害児のニーズに対する総合的な体制を、心身障害児通園事業等の各種事業を通じて確立します。	障害福祉課	障害者(児)施設医療ケア事業	医療的ケアが必要な障害児がより身近な事業所で日中支援を受けられようになった。看護師等配置が困難な事業所もあり、ニーズを十分に満たす環境整備ができていない。	自宅により身近な場所で、希望するときにサービスが利用できるよう支援体制を整備する。	
				障害福祉課	短期入所行動障害児支援事業	強度行動障害がある障害児が短期入所事業を利用できるようになった。	自宅により身近な場所で、希望するときにサービスが利用できるよう支援体制を整備する。	
				保育家庭支援課	障害児親子交流体験	心身障害児親子交流保育事業の対象とならない障害児を対象として公立保育園で受け入れをしている。入園を希望する障害児が集団生活を体験する一方、保育園側も入園前に児童の特性を知ること	段階的に入園に移行する手段として、保護者への周知を図る。	
					障害児保育事業	保育にかける障害の程度が中程度で集団生活が可能な障害児で入園を希望する者を受け入れているが、園ごとの受け入れ人数のバランスが悪い。また、時間外保育を希望する保護者のニーズに十分に対応できていない。	就労している保護者のニーズに対応するため、時間外保育について検討していく。	
			(5)早期相談、早期診断、早期支援の体制を、保健・医療、福祉、介護、教育及び雇用機関の連携の下に充実するよう努めます。	障害福祉課	相談支援事業	障害ふくしネットを活用し障害児者の情報を早期に収集し、相談支援専門員等につなげている。	障害ふくしネットの充実及び関係機関との連携強化を図り、引き続き行っていく。	
				厚生課	民生・児童委員活動 厚生課が実施している事業はありません。	民生・児童委員の訪問活動等により、障害者・家族が必要とする支援を把握し、速やかに関係者(専門家)につなげている。	引き続き実施する。	
				健康課	精神保健相談、訪問指導	精神障害者が適切な医療を受けながら、地域で暮らしていくために、精神科医師による精神保健福祉相談及び保健師のこころの健康相談、訪問指導を行っている。	引き続き実施する。	
				学校教育課	特別支援連携会議	平成17年度から18年度にかけて開催されていた連携会議を平成20年度に再開した。健康課、保育家庭支援課、障害福祉課、学校教育課で情報の共有等に関して検討している。	保健、福祉、教育が一体となった、市民に分かりやすい相談支援体制の構築が必要である。今後、青年期の支援についても検討していく必要がある。	
第3節			施設福祉サービスの充実					
1			施設福祉サービスの充実					
			施設福祉サービスは、障害の軽減や生活訓練、機能訓練、授産等の作業訓練の拠点として重要な役割を果たし、また、施設でのサービスを希望する人もおり、施設の特徴を生かしながら充実に努めます。特に、障害者格差のないよう精神障害者施設の充実を図ります。					
			(1)サービスを実施している福祉施設についての理解を深めるため、より一層の広報活動を推進します。	障害福祉課	長野市障害ふくしネット	市と各種障害者団体等が、障害者施設について理解を深めるためにガイドブックを作成した。	引き続き理解を深めるために努力していく。	
			(2)在宅障害者だけでなく施設入所者も、その障害に応じた本人の意思による選択で施設利用がなされているか常に配慮されるよう努めます。	障害福祉課	未実施	未実施		
			(3)精神障害者の社会復帰促進のため、地域バランスに配慮し、地域生活支援センター、通所授産施設等社会復帰施設の整備を図るとともに、施設職員の研修を支援します。	障害福祉課	相談支援事業	地域活動支援センターの整備を図り、通所授産施設については、管理運営を指定管理者に委託をし、必要な訓練及び指導をし社会復帰の促進を図っている。利用者が若干減っている。	利用者増について取り組んでいく。	
			(4)長野市障害者福祉センターの整備等を通じ、地域における各種福祉施策実施の拠点となる利用施設の整備・充実を図ります。	障害福祉課	障害者福祉センター管理運営	管理運営を指定管理者に委託し、障害者に必要な各種講座、訓練事業を行い、障害者の社会参加を促進しているが、対象者が固定化している。	多くの障害者が参加できるよう、講座の募集方法等運営について検討する。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第3章			社会的自立の促進のために					
第1節			雇用・就業の促進					
			障害者の就労を支援するため、生活環境の整備を行うとともに、各種関係機関等のネットワークによる情報交換を行い、連携するよう努めます。					
1			職業的自立の促進					
		(1)	公共職業安定所が開催する就職面接会や、長野地区障害者雇用連絡会議の開催等に積極的な参画・協力をを行います。	産業政策課	就職面接会等の広報	公共職業安定所が開催する就職面接会、就職相談会について市広報紙に掲載し周知を行っているが、経済情勢の悪化等により参加企業が減少している。	引き続き公共職業安定所と連携を図り周知を行う。	
		(2)	福祉的就労から一般雇用へ移行するための就職準備訓練施設である、あっせん型障害者雇用支援センターの長野市への指定について国や県に要望します。	障害福祉課	未実施	未実施		
		(3)	障害者雇用について企業への啓発を推進するとともに、長野市福祉事務所等の福祉部門、公共職業安定所や障害者職業センター等の雇用部門、養護学校・盲学校・ろう学校等の教育部門及び病院等の医療部門とのネットワーク化を図り、一般雇用を希望する者の雇用の促進を図ります。	障害福祉課	相談支援事業	障害ふくしネットの部会(しごと1・しごと2)により関係機関とのネットワーク化を図っている。	ふくしネットの充実を図り、関係機関との連携を強化していく。	
		(4)	就職支度金、精神障害回復者社会復帰対策事業に加えて、障害者が就職したときの支援策を検討します。	産業政策課	特定求職者常用雇用促進奨励金制度	特定求職者(若年者、母子家庭の母、障害者等)の雇用の促進を図るため、平成15年に長野市特定求職者雇用促進奨励金制度を施行し、国のトライアル雇用事業により試行的に雇用した労働者を6ヶ月以上(平成20年度からは12ヶ月以上)常用雇用した事業主に対し奨励金を交付している。障害者雇用については、平成16年度3人、17年度4人の交付実績があったが、18年度以降は交付実績がない。	公共職業安定所への制度の説明、チラシ配布等を行っているが、引き続き周知を図り利用促進を図る。	
		(5)	授産施設や共同作業所等福祉的就労場の作業種目安定・拡大のため、支援策を検討します。	障害福祉課	共同作業所管理運営	共同作業所の管理運営を行ってきた。	新体系移行に伴い、平成23年度4月から地域活動支援センター移行予定	
2			雇用機会の拡大の推進					
			障害者の雇用について、事業主を初め市民の理解を深める啓発活動と関係機関との連携の充実を図ります。					
		(1)	公共職業安定所等の関係機関と連携するとともに、中小企業も含めた民間企業の活力とノウハウをいかし、雇用機会の拡大を図ります。	産業政策課	特定求職者常用雇用促進奨励金制度	特定求職者(若年者、母子家庭の母、障害者等)の常用雇用の促進を図るため、国のトライアル雇用事業により試行的に雇用した労働者を12ヶ月以上常用雇用した場合、事業主に奨励金を交付しているが、平成18年度以降は障害者雇用に対する交付実績がない。	公共職業安定所への制度の説明、チラシ配布等を行っているが、引き続き周知を図り利用促進を図る。	
		(2)	市職員については、計画的に障害者の雇用を推進します。	職員課	職員採用	非常勤職員を含む職員採用の中で身体障害者を対象とする職員採用選考の実施などにより、障害者の採用及び雇用の継続に取り組んでおり、法定雇用率を充足している。	身体障害者を対象とする職員採用選考等を継続するとともに、知的障害者の職場体験の受入れを検討するなど、障害者の雇用拡大に取り組む。	
3			雇用の促進等への支援、援助の推進					
			雇用支援体制を整備するとともに、事業主への積極的な働き掛け、機能回復訓練を含む職場適応訓練等の職業リハビリテーションの促進を図ります。					
		(1)	障害者個人の適性に合わせたきめ細やかな相談等を行うとともに、民間企業のノウハウも活用した職業能力開発の実施等により、障害者の雇用の促進を図ります。	産業政策課	長野市職業相談総合窓口での相談事業	もんぜんぶら座4階にある長野市若年者相談の利用者のうち、相談の中で必要と認められる場合は、同じフロアに設置されている長野圏域障害者就労・生活支援センターを紹介している。	障害者からの相談があった場合には、適切な機関を紹介する。	
		(2)	障害者雇用に関する国の各種助成金制度の周知により、障害者の雇用の促進を図ります。	産業政策課	国助成金の紹介	国の雇用に関する助成金は多種多様で制度も頻繁に変わるため、内容を十分把握できていない。問い合わせがあった場合、即座に回答することができない。	雇用に関する国の各種助成金の情報を収集し、問い合わせがあった場合、窓口を適切に紹介できるようにする。	
		(3)	長野市障害者福祉センターでのパソコン等の情報機器を用いた訓練設備の整備に努めます。	障害福祉課	障害者福祉センター管理運営	管理運営を指定管理者に委託し、障害者に必要なパソコン講座を行い、障害者の社会参加を促進している。パソコンが古く、訓練的な講座は実施できない。	障害者福祉センターでのパソコン講座は、趣味的なものを行い、訓練は障害福祉サービスの訓練給付事業所で実施する。	
4			職業相談に関する職業安定機関への紹介等の推進					
			労働意欲のある者が気軽に相談に行けるよう、障害者職業センターなどを紹介し、要望にこたえるよう努めます。					
		(1)	就職を希望する人に対して、公共職業安定所、長野障害者職業センター等職業安定機関への紹介等を推進します。	産業政策課	長野市職業相談総合窓口での相談事業	就職の斡旋は公共職業安定所を紹介する。また、もんぜんぶら座4階の長野市若年者職業相談での相談業務の中から、必要と認められる場合、同じフロアにある長野圏域障害者就労・生活支援センターを紹介し、連携を図っている。	長野市職業相談総合窓口では職業斡旋の資格がないため、就職を希望する人には公共職業安定所の紹介を行う。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第2節			経済的支援の充実					
1			経済的支援の充実					
			積極的な広報活動等により、障害者に対する年金制度及び各種手当による所得保障、市有施設の入場料等の減免、外出経費や医療費等の各種助成制度など経済的支援制度の有効利用の推進を図るとともにその充実に努めます。					
			(1)「広報ながの」により各種制度の情報を提供するほか、民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進委員等と連携を密にするなど、制度の周知に努めます。	障害福祉課	障害者相談員設置	心身障害者相談員協議会において、各種制度の研修を行い、日常の相談員活動に活用している。	制度が多様化していることから、詳細については市などへ問い合わせるものとし、制度を知らないことによる不利益が生じないように努める。	
				厚生課	福祉医療費給付事業	「ながの広報」「ホームページ」での告知や本庁・支所の窓口を使い、市民に制度の周知を図り、十分な活用がされている。	今後も「ながの広報」等を有効に活用し、市民に周知するとともに、制度改正の際は、速やかな周知に努めます。	
			(2)外出経費や医療費等の各種助成制度の充実を検討します。	高齢者福祉課	地域たすけあい事業補助金	長野市社会福祉協議会が実施する地域たすけあい事業に対して事業費の補助を行っている(高齢者や障害者で日常生活に支障のある方への家事援助サービス、及び単独ではバス・タクシー等の公共交通機関の利用が困難な要介護・要支援者、障害者、肢体不自由者の方の通院等を支援する外出支援サービス)。各地区社協においてボランティアの協力員を含めて運営を行っており、きめ細かな対応を行っている。地区数や利用者の増加により、事業費が増加している。	効率的な運営を指導するとともに、引き続き事業を支援する。	
				厚生課	福祉医療費給付事業	健康の保持及び生活の安定に寄与するため、福祉医療費給付金を支給し、福祉の増進を図ることを目的とし、一定の成果は果たしている。	住民にとって使いやすい制度であることを基本に、制度の趣旨を踏まえ、皆がともに支えあい、将来にわたり持続可能なものとしします。	
				厚生課(社協)	福祉自動車運行事業	身体等の手帳所持者に対し福祉自動車の運行を実施。通院やリハビリ等の外出の支援を実施した。利用増加により対応できないニーズもある。	運行未実施地区に対し、説明等を実施し運行を働きかけていく。また事業の安定を図るため経費等の助成も検討。	
				国民健康保険課	結核・精神給付金	国保加入者で自立支援受給者証(精神通院)所持者に、自己負担(窓口負担)を現物給付するもの。 ・財源不足 ・被用者保険加入者にはこのような付加給付がなく、不公平である。	医療保険制度・福祉制度改正等にあわせて廃止・見直しを図る。	
			(3)市有施設の入場料等の減免の充実を図るとともに、免除・減免・割引の申請手続簡素化等を図り、経済的支援を受けやすくするよう努めます。	障害福祉課	サービスガイド発行ホームページ作成	サービスガイドブックに市有施設の減免対象施設を掲載している。障害福祉課のホームページの中に市有施設の減免対象施設を掲載している。	引き続き、減免対象施設をサービスガイド及びホームページに掲載していく。	
				高齢者福祉課	老人憩の家管理運営	市内10地区の老人憩の家において、障害者及びその付添者1名の利用を減免している。(220円のところ、全額減免) 平成20年度実績において入浴者の18.7%(年間36,622人)が障害者及び付添者で無料となっており、一般高齢者の利用料改定を検討する中において、利用者間の負担の公平性について課題となっている。	引き続き減免を継続する。ただし、利用の実態等を踏まえ、負担の公平性の確保について、必要に応じて議論する必要がある。	
				体育課	体育施設使用料減免等	平成19年3月1日付け「長野市営体育施設使用料の減免に関する内規」等により本市及び指定管理者による施設は全て免除又は減免を実施している。	当面、現行の内規等によって負担軽減を継続する。	
			(4)生活水準の向上に応じた年金や手当が受けられるよう国等へ要望していきます。	国民健康保険課	障害基礎年金 特別障害給付金 65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給(緩和)	障害基礎年金について 年金額は、物価スライド(物価の伸び率)を勘案し改定されるが、平成13年度と比較して、年々減額になっている。 (13年度) (18年度 (18年度から21年度据置)) 1級: 1,005,300円 990,100円 2級: 804,200円 792,100円 (年額) 特別障害給付金について(平成17年4月創設事業) 本給付金は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金を受給していない障害者を対象とした福祉的な措置として支給を行なう。	年金制度は国の制度につき詳細は不詳	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第3節			総合的な福祉のまちづくりの推進					
1			福祉のまちづくり事業の推進					
			障害によって生ずる様々なバリアを除去しながら、だれもが住みよいまちとなるよう、ユニバーサルデザインを更に進め、市民と一体となった総合的な福祉のまちづくりを推進します。					
			(1)すべての人が安心して、快適な利用ができるまちとなるよう、不特定多数の人が利用する建築物の整備について必要な事項を定め、「バリアフリー新法」、「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」等の広報による啓発活動に努めます。	まちづくり推進課	長野銀座A-1地区市街地再開発事業 等	民間が行う市街地再開発事業において建設される建物についても、「ハートビル法」に基づく施設整備の推進が行えたと共に、事業費の助成制度の活用を促すことができた。	今後行われる事業についても継続して推進する。	
				まちづくり推進課	長野電鉄信濃吉田駅南北自由通路整備	交通施設利用者及び通行者の利便性を高めた。	施設の維持管理に努める。	平成21年度から維持課へ移譲
				建築指導課		「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」により必要な届出について、建築主又は代理者に対して催促を口頭や文書で行っているが、一件に対し一度のみであるため、届出がされていないものがある。	ホームページまたは市報への掲載等で市民への周知、啓発を行う。	
			(2)車いす使用者や視覚障害者にやさしい生活環境となるよう街角点検を行い、道路や河川、公園等での危険箇所の改修などを行います。	障害福祉課	やさしいまちづくり事業	障害者団体と関係各課とまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を行っている。	年度内に事業が完了できるよう、まちかど点検の実施時期の検討を行う。	
				河川課	河川改修小規模事業他	河川改修工事等に併せて、車いす使用者や視覚障害者の方にとって危険と思われる箇所の解消に努めた。	今後も、河川改修工事等に併せて、危険箇所の解消に努めていく。	
				道路課	視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)設置工事	「街角点検」等により街なかの歩行者交通の多い路線を中心に視覚障害者ブロック設置工事(障害福祉課予算)を行い、設置路線においては、所定の効果が認められる。しかし歩道延長に対して予算規模が小さいため、全市的に効果を発揮するためには時間を要する。	本事業の重要性を再認識し、事業箇所の集中と選択により、投資効果を高めていく。	
				維持課	道路・河川維持補修事業	車椅子の方や視覚障害者の方にとって危険と思われる箇所の解消に努めた。	道路及び河川の維持補修に併せて、危険箇所の解消に努めていく。	
2			まちづくりに関する制度等による取組					
			ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進め、障害者の利便性に配慮した生活環境の向上を図ります。					
			(1)障害及び障害者に関する理解を深め、必要に応じ合意形成の場を提供するなど、積極的に地域に障害者福祉施設が建設しやすい環境を整備するとともに、住民参加による将来を見据えた福祉施設の計画的配置に努めます。	障害福祉課	長野市障害者支援施設ハートモ二桃の郷設置	市南部にも障害者のセンター的施設設置の要望があり、平成15年に身体、知的、精神の3障害それぞれを対象とした事業を行う複合施設を新設した。市南部の障害者が身近に利用できるほか、中学校や他の障害者施設に隣接しており、地域交流をととした障害者理解も促進している。	障害者福祉施設の建築に際し、必要に応じて地域住民との合意形成の場を提供するなど、障害及び障害者に関する理解を促進する。	
				都市計画課	北部幹線他都市計画道路整備	都市計画道路の整備に際し、歩道においては規定の幅員を満たすことのほか、車いすの利用等多様な利用形態にも留意して、適切な幅員としている。 また、構造的には点字ブロックの設置、交差点部において段差解消型歩車道境界ブロックの使用等、障害者に配慮したものとしている。	今後もユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、障害者にやさしい道路整備を進める。	
			(2)街路事業等の都市計画事業などにより、障害者の利便性に配慮した生活環境の整備を推進します。	駅周辺整備局	長野駅周辺第二土地区画整理事業	区画整理事業であるため事業期間が長い。さらに道路等の公共施設が連続的に整備されない。	効率的な整備計画により早期の事業完了を目指していく。	
				都市計画課	北部幹線他都市計画道路整備	都市計画道路の整備に際し、歩道においては規定の幅員を満たすことのほか、車いすの利用等多様な利用形態にも留意して、適切な幅員としている。 また、構造的には点字ブロックの設置、交差点部において段差解消型歩車道境界ブロックの使用等、障害者に配慮したものとしている。	今後もユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、障害者にやさしい道路整備を進める。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容（案）	備考
3			生活の場及び働く場の整備					
			障害者が地域で自立して生活していくため、生活環境の整備を図り、あわせて就業支援の充実を図ります。					
			(1)生活の場としての福祉ホームや知的障害者、精神障害者のグループホーム等の整備を促進します。	障害福祉課	障害者福祉施設整備費補助金	地域移行の方針により施設入所者が地域で暮らすため、グループホーム、ケアホームの施設整備補助を行い整備を図った。	障害福祉サービスの数値目標については長野市障害福祉計画の設定に基づいて進める。	
				障害福祉課	ケアホーム介護人配置事業補助金	法定の制度で想定されていない重度障害者がケアホームを利用できるよう市独自の介護人配置補助を創設した。平成21年10月から身体障害者も自立支援法の支給決定によってグループホーム、ケアホームを利用できるようになったが、市では平成15年から重度身体障害者用のグループホームへ補助を行ってきた。	法定の報酬で評価されない部分について市単独の補助を行う。	
				住宅課	グループホーム（市営住宅）	平成21年度現在2箇所グループホームを実施している。	老朽化した市営住宅が多く、建物の耐震基準や消防法の規定で居住用の障害施設の扱いが厳しくなり、目的外使用がしにくくなった。	
			(2)活動する場としての通所授産施設、通所更生施設の整備や、精神障害者の社会復帰のための適応訓練等事業を促進します。	障害福祉課	障害者福祉施設整備費補助金	障害者自立支援法により日中活動の場となった障害福祉サービス事業の施設整備補助を行い整備を図った。	障害福祉サービスの数値目標については長野市障害福祉計画の設定に基づいて進める。	
				障害福祉課	相談支援事業	障害福祉サービスの自立訓練により社会復帰のために、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練ができるよう支援している。	必要な訓練が利用できるよう支援の継続をしていく。	
			(3)障害者等共同作業所の運営の安定を図るよう検討します。	障害福祉課		委託により管理運営を実施している。補助施設は、地域活動支援センターへ移行済である。	委託施設の平成23年度4月の地域活動支援センターへの移行を着実に進める。	
			(4)精神障害者については、相談体制や社会復帰施設の整備等により社会復帰促進に努めます。	障害福祉課	相談支援事業	8ヶ所の相談支援事業所の相談支援専門員により社会復帰に係る制度等の相談に応じている。また、地域活動支援センター事業を行い、社会復帰に向けた支援を行っている。	相談体制の充実（相談支援専門員のスキルアップ）を図り、施設利用を促進していく。	
				障害福祉課	障害者福祉施設整備費補助金	障害者自立支援法により日中活動の場となった障害福祉サービス事業の施設整備補助を行い整備を図った。	障害福祉サービスの数値目標については長野市障害福祉計画の設定に基づいて進める。	
			(5)地域で利用しやすい授産施設の活用を図るため、必要に応じて身体・知的・精神の障害にかかわらず施設の相互利用に努めます。	障害福祉課	授産施設相互利用運営事業（自立支援法以前）	障害者自立支援法により障害福祉サービス事業に整理され、制度的には障害種別にかかわらずサービスが利用できるようになった。ただし、事業者ごとに障害種別が固定される傾向がある。	実際に事業者が3障害に対応できるように誘導し、地域でより身近にサービスを利用できるようにする。	
			(6)障害者福祉センター、デイサービスセンター等において機能回復訓練などを行い、障害者の自立を促進します。	障害福祉課	障害者福祉センター管理運営	管理運営を指定管理者に委託し、障害者に必要な各種講座、訓練事業を行い、障害者の社会参加を促進しているが、対象者が固定化している。	多くの障害者が参加できるよう、講座の募集方法等運営について検討する。	
			(7)知的障害者のデイサービス、精神障害者のデイケアを行う施設を整備します。	障害福祉課	障害者福祉施設整備費補助金	障害者自立支援法により日中活動の場となった障害福祉サービス事業の施設整備補助を行い整備を図った。	障害福祉サービスの数値目標については長野市障害福祉計画の設定に基づいて進める。	
				障害福祉課	相談支援事業	医療機関によるデイケア施設が整備されている。	障害福祉サービスの数値目標については長野市障害福祉計画の設定に基づいて進める。	
第4節			障害者向け住宅の供給等の充実					
1			障害者向け市営住宅の供給					
			障害者が生活する場所を自ら決定し自立していくために住宅が必要となるので、市営住宅の整備を推進します。					
			(1)車いす使用等に配慮した障害者が暮らしやすいユニバーサルデザインの市営住宅整備を推進します。	住宅課	車椅子用等住宅の整備	戸数については、平成16年度に若里西町団地建替事業実施により3戸新たに増えたがその後は対象空き住戸の改修を行って戸数増とはなっていない。	空き住戸の改修は対象住戸が確保された場合は継続し、新たに車椅子用に改修できる物件があれば実施し、戸数の増を図る。また、建替事業の場合は車椅子用住戸を建設計画に入れ、戸数の増を図る。	
				住宅課	市営住宅の入居募集	障害者や高齢者世帯の空き住宅が確保された場合は、毎回、優先入居として募集をしている。	引き続き空き住宅が確保された場合は、優先入居として募集を行う。	
2			民間住宅の改修の促進					
			障害者向けに住宅を整備していくことは、障害者の生活の利便性を高め一人ひとりの日常生活動作（ADL）を行う上での行動範囲の拡大とともに、介助にあたる家族等の負担軽減に大きな役割を果たすことから、相談体制や助成事業等の充実を促進します。					
			(1)障害の種類及び程度に応じた住宅の整備のため相談体制の充実を図ります。	障害福祉課	相談支援事業	8ヶ所の相談支援事業所の相談支援専門員による居住に関する相談に応じている。	引き続き相談支援を行っていく。	
				住宅課	住宅相談	住宅の新築・増改築・リフォーム・耐震改修・バリアフリー化などに関する技術的な相談を受け付けているが、相談件数が伸びていない。	相談件数が多くなるよう現在相談方法を検討する予定。	
			(2)日常生活の利便を図るため、居室、トイレ、浴室等の整備に必要な経費の補助制度の充実を努めます。また、福祉住宅建設資金の融資をします。	障害福祉課	身体障害者住宅整備補助事業	障害者本人や介護者の負担を軽減し障害者が在宅で生活を続けることができるよう住宅のバリアフリー化を図るための経済的な負担を軽減することができた。	引き続き経済的負担軽減のため事業を継続する。	
				住宅課	福祉住宅建設資金融資	民間金融機関の住宅建設資金融資の貸付利率が長野市より低いため利用件数が少ない。	民間金融機関の貸付利率より下げる。	
			(3)「長野県福祉のまちづくり条例」により51戸以上の共同住宅を建築しようとする建築主に対し、障害者等が円滑に利用できる建築物となるように指導・助言を行います。	建築指導課		建築主に対し、障害者等が円滑に利用できる建築物となるように文書にて指導・助言を行っている。「長野県福祉のまちづくり条例」による共同住宅に対する指導・助言は、障害者向けの住宅（障害者が円滑に利用できる住戸）の促進に関してではなく不特定多数が使用する共用部（エントランスホール等）が主体である。		
3			小規模な居住生活空間の整備・確保					
			障害者が自立して居住できる住宅の確保に努めます。					
			(1)知的障害者、精神障害者のグループホーム等に利用できる地域内の小規模な居住生活空間の整備・確保に努めます。	障害福祉課	未実施	未実施		

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第5節			建築物の整備の促進					
1			市有施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化					
			市有施設を新築、改築、大規模改修するときは、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮し、だれもが使いやすい施設の整備を推進します。					
			(1)施設(庁舎、図書館、博物館、市民ホール等)の出入口、廊下、トイレ、エレベーター等について障害者に配慮した整備に努めます。	障害福祉課	やさしいまちづくり事業	緊急性のある市有施設のバリアフリー化工事を実施している。事業希望が減少している。	引き続き、予算確保に勤め、着実に優先度の高い施設からバリアフリー化工事を実施する。	
				建築課		整備依頼のあったH20年度建築課業務は425件対応		
				衛生センター	公衆トイレの整備	公衆トイレ新設に対して、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した、多目的トイレを設置をし、オストメイトなどの機器を整備しました。既存設備に対し、洋式便器に交換、手すり設置工事の施設改修をしてきました。	バリアフリーに配慮した、多目的トイレを設置をし、既存設備に対し、洋式便器に交換、手すり設置工事の施設改修を進めていく。	
			(2)不特定多数の市民が利用する建築物が容易に利用できるように、「バリアフリー新法」を踏まえた建築設計基準に沿って施設の整備を行います。	建築課		整備依頼のあったH20年度建築課業務は425件対応		
				衛生センター	公衆トイレの整備	公衆トイレ新設に対して、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した、多目的トイレを設置をし、オストメイトなどの機器を整備しました。既存設備に対し、洋式便器に交換、手すり設置工事の施設改修をしてきました。	バリアフリーに配慮した、多目的トイレを設置をし、既存設備に対し、洋式便器に交換、手すり設置工事の施設改修を進めていく。	
			(3)障害者や高齢者を初めすべての人にやさしい施設となるように、ユニバーサルデザインの周知を図ります。	建築課		事業発注課への助言並びに技術職員への周知を図っている		
2			建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー化					
			ユニバーサルデザイン・バリアフリー、「バリアフリー新法」、「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指要綱」の趣旨や内容を踏まえた市民参加のかかわり、障害者自身の要望を反映できるよう周知を図ります。					
			(1)不特定多数の人が利用する建築物の建築主に、障害者等が円滑に利用できる建築物となるよう「バリアフリー新法」、「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指要綱」の理解を得るため指導・助言を行い、自主的な整備を促進します。	建築指導課		代理者に対しては適合していない部分があるのか、何故適合しなければならないかを説明しているが、建築主が理解しているか不明。建築物の敷地内のみを整備しても歩道等が整備されていないため、部分的に整備しても意味がない等の消極的な意見が多く、適合件数が少ない。	具体的な内容を記載した文書による指導を行うとともに、施設の円滑な利用のための助言を多くする。	
				まちづくり推進課	長野駅前A-3地区市街地再開発事業	民間が行う市街地再開発事業において建設される建物についても、「ハートビル法」に基づく施設整備の推進を行うと共に、事業費の助成制度の活用を促している。	今後行われる事業についても継続して推進する。	
3			公園、水辺空間等オープンスペースの整備					
			障害者の利用に配慮した公園等を整備するとともに、水辺空間の有効利用に努めます。					
			(1)公園、緑地等に車いす使用者用トイレ、水に飲み場の設置、車いす使用者用駐車スペースの確保など施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進し、障害者の利用に配慮した施設内容や環境の整備に努めます。	公園緑地課	新規公園建設事業 既存公園の改修事業	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、特定公園施設(園路、休憩所、便所、水飲み場等12施設)について、整備・改修を行なっている。	引き続き実施する。	
				河川課	まちづくり交付金事業他	河川等の水辺空間において、オープンスペースに余裕がある場合は、誰もが利用できる休憩施設等の設置に努めた。	今後も、水辺空間の整備を図りながら、車いす使用者や視覚障害者の方に配慮した休憩施設等の設置に努めていく。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
	第6節		移動・交通手段の充実					
	1		移動ニーズへの支援策の充実					
			障害者の社会参加を促進するため、移動支援策の充実に努めます。					
		(1)	福祉タクシー利用券の交付、市有リフト付きバスの運行、ガイドヘルパーの養成とネットワーク化、盲導犬飼育助成等各種援助策の充実に努めます。	障害福祉課	障害者タクシー利用券交付事業	公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の移動手段の一助として、障害者の社会参加の促進が図られた。	制度の周知を行い、今後も継続した事業の実施を行う。	
				障害福祉課	リフト付きバス運行事業	公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の移動手段の一助として、障害者の社会参加の促進が図られた。	制度の周知を行い、今後も継続した事業の実施を行う。	
				障害福祉課	ガイドヘルパー養成	ガイドヘルパー(視覚障害者移動支援従事者)は、視覚障害者の外出の機会を確保し、自立を促すために必要不可欠である。	引き続き実施していく。	
				障害福祉課	盲導犬飼育助成	盲導犬等と生活している障害者に対して、飼育助成(エサ代)として月3,000円を助成している。H21年度 7名助成	引き続き実施していく。	
				交通政策課	市営バス等運行事業	市営バスは、合併前の旧町村が運行していた町村営バスを引き継ぎ運行しているのであり、車両についても引き継いでいる。なお、大岡地区のバスは車イス対応となっているが、他地区は未対応である。	中山間地域の移動需要に応じ、今後は車両の小型化が予想される。15人乗り以下の車両にはバリアフリー及びノンステップの車両が現在市販されていない。また、リフト付き車両は、リフト部分の車内における占有面積が大きい為、一般の座席数が奪われてしまうことになり、乗車定員15人程度の車両では導入が困難と考える。そのため、福祉自動車において対応を検討願いたい。なお、大岡地区のハッピー号のような個別的輸送を行う車両に関しては、予算の許される範囲内で導入を検討する余地は大いにあると考える。	
		(2)	タクシー事業者、路線バス事業者と協力して、リフト付きタクシー、リフト付きバス、低床バス等の配置・運行を推進します。	障害福祉課	福祉タクシー整備事業	リフト又はスロープ付きタクシー整備を補助することで、市内の福祉タクシーが着実に増えた。利用時間帯が集中することから、希望通りの利用ができていない状況ではない。	自家用車を改良し予約制で運行しているが、通常営業と兼用ができる耐久性を持つタクシー車両が今後開発された際には、早期普及を目指す支援を行う。	
				交通政策課	低公害バス車両購入費補助金	誰もが使いやすいバス交通を実現するため、ハイブリッドのノンステップバス車両の導入を促進しており、H21年度には5台の車両に対して補助を行っている。ただ、全てのバスをノンステップ車両とするためには多額の経費と時間が必要である。	誰もが使いやすいバス交通を実現するため、地球環境の保全と合わせ、ハイブリッド・ノンステップバス車両の導入を推進していく。	
		(3)	身体障害者の自動車運転免許取得に要する経費や、自動車改造に要する経費を助成します。	障害福祉課	自動車改造・運転免許取得助成	自動車の改造と運転免許取得費に対する助成を実施している。平成19年度から手帳の等級制限を撤廃したことから、助成件数が増加している。	引き続き、助成事業を実施し、社会参加。介護者の負担軽減を図るとともに、予算の増額に努める。	
		(4)	精神障害者保健福祉手帳所持者への公共交通機関の割引について国等へ要望していきます。	障害福祉課		市民の声を代弁して国等へ要望していきたいが、具体的な方策がなく、実現されていない。	今後、国等へ要望していく。	
		(5)	よりよい移送サービスのため、検討会を開催するなどその実現に努めます。	障害福祉課	福祉有償運送運営協議会	自家用車による有償運送の登録制度が創設され、地域のタクシー事業者等との合意により、移動困難者の移送サービスの選択肢が広がった。	公共交通事業者等との協議をとし、安全に自家用車による有償運送事業を行う。	
				交通政策課		当該目的を主とする検討会は開催していないが、公共交通の利用促進策等に関して交通事業者を含む協議会や審議会を設置しており、その中で誰でも使いやすいサービスを提供できるよう検討を進めている。	よりよい移送サービスを提供できるよう公共交通事業者との連携を密にし、その実現を図る。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
2			歩行空間の整備					
			だれもが使いやすい道路にするため、様々な障害に配慮した整備をするとともに、歩行空間での障害物撤去等の啓発に努めます。					
			(1)車いす使用者同士がすれ違える幅の広い連続した歩行空間の整備の推進、歩道の平坦性の確保や段差解消を推進します。	障害福祉課	やさしいまちづくり事業	障害者団体と関係各課とまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を行っている。	年度内に事業が完了できるよう、まちかど点検の実施時期の検討を行う。	
				道路課	あんしん歩行空間事業	障害者・高齢者をはじめ全ての人々が安全で安心して通行可能な空間を目指して、歩道巻き込み部等の歩道段差解消を毎年実施しており、障害者のみならず、自転車利用者にも好評を博している。しかし箇所数に対して予算規模が小さいため、全的に解消するためには時間を要する。	本事業の重要性を再認識し、事業箇所の集中と選択により、投資効果を高めていく。	
				まちづくり推進課	長野銀座A-1地区市街地再開発事業 等	民間が行った再開発ビルには、道路堺から2m等の壁面後退を促し、出来る限り道路と一体となった施設整備により公共的空間を創設するように推進している。	今後行われる事業についても継続して推進する。	
				維持課	道路・河川維持補修事業	補修に併せて平坦性及び段差解消を考慮し実施した。	維持補修の際に車椅子の方や障害者の方に配慮し、歩道等の平坦性及び段差解消に努めていく。	
			(2)視覚障害者が安全に通行できるように、視覚障害者誘導用ブロック等の設置を推進します。	障害福祉課	やさしいまちづくり事業	障害者団体と関係各課とまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を行っている。	年度内に事業が完了できるよう、まちかど点検の実施時期の検討を行う。	
				道路課	交安小規模事業	新設する歩道や歩道舗装の打換え時などで必要な路線には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。しかし歩道延長も長いため周辺地域では、未設置の路線も多い。	「街角点検」時などで視覚障害者の意見を参考に効果的な路線に投資を行う。	
			(3)車いす使用者などが安全に道路横断できるようエレベーターのある立体横断施設の設置を推進します。	まちづくり推進課	長野銀座A-1地区市街地再開発事業 等	民間が行う市街地再開発事業において建設される建物についても、「ハートビル法」に基づく施設整備の推進を行うと共に、事業費の助成制度の活用を促している。	今後行われる事業についても継続して推進する。	
				道路課	今期実績なし			
			(4)車いす使用者が通行できる階段のスロープ化を推進します。	まちづくり推進課	長野電鉄信濃吉田駅南北自由通路整備事業	鉄道で分断されている地域に、横断自由通路が設置されたことにより往来が可能となり、地上3階の施設は、階段のほかEVの設置により、身体弱者にやさしい施設整備となった。	施設の維持管理に努める。	平成21年度から維持課へ移譲
				道路課	長野駅西口歩車道スロープ設置工事(平成16年度)	公共交通利用者の多い長野駅西口での階段のスロープ化であり、車イス利用者はもとより歩行が困難な方や高齢者の方にも利用者が多く効果的な事業であった。(要害福祉課予算)	主な公共交通機関であるJR駅周辺や長野電鉄駅周辺で障害者の歩行に困難な段差(階段)等の点検を要する。	
			(5)移動の妨げとなる放置自転車、看板等の不法占拠物など歩道上の障害物の撤去について、指導・啓発を進めます。	まちづくり推進課	長野銀座A-1地区市街地再開発事業 等	建物建設計画段階において、可能な限り駐輪場の設置を促し、その設置費の助成についても説明を行っている。	今後行われる事業についても継続して推進する。	
				監理課	指導啓発	定期的にパトロールを実施し、指導しているが、数ヶ月経過するとまた、看板や自転車が歩道にあふれてしまう。	広報ながのへの掲載やパトロールを強化し通行者に支障がないよう指導啓発を進める。	
				交通政策課	放置自転車対策事業	平成17年4月に長野駅自転車駐車場の無料化を実施し、長野駅周辺の放置自転車撤去台数を約6割減少することができたが、依然として放置が見られる地点がある。	自転車利用の促進を図る立場から、自転車利用を抑制することのないよう注意しながらも、昼夜間の放置自転車は、その多くが買い物客や飲食目的によるものと考えられるため、周辺の自転車駐車場(駐輪場)の利用促進を図りつつ駐輪スペースの増設などを実施し、放置自転車の解消に努めていく。	
			(6)視覚障害者用付加装置信号機等の設置を関係機関に要望し整備の促進に努めます。	障害福祉課	行政懇談会	視覚障害者団体との行政懇談会を実施し、要望事項を関係機関へ伝えている。	引き続き、所管警察署を通じ、公安委員会へ要望していく。	
				道路課	今期実績なし			

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考	
3			公共交通機関等の利便性の確保						
			障害の内容や程度によって異なる移動ニーズを十分把握しながら、きめ細かな対応ができるよう各交通機関に働き掛けるとともに、移動支援策の充実を図ります。						
			(1)エレベーター、エスカレーター、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、電光掲示板、点字案内板、音声案内機器及び車いす使用者用トイレの設置、並びに段差の解消など駅、ターミナル等の施設整備の充実を交通事業者へ要望していきます。 また、交通事業者と協力して、バス停留所における段差の解消、ベンチ、上屋の設置、低床バスへの対応を推進します。	交通政策課	バス待合所設置事業補助金	バス事業者又は区が自発的に行うバス待合所設置事業に対して補助金を交付することにより、快適なバス待合所空間を整備するため、真に地域住民が望むバス停留所への上屋施設の設置を図ることができるが、そのため整備の進捗率が低い。	バス利用者の利便を図るため、バス事業者又は区が行うバス待合所設置事業に要する経費に対し、補助金を交付することで快適なバス待合所施設の整備推進を図る。		
				都市計画課	長野駅善光寺口駅前広場整備事業	協議中		交通結節点である駅前広場の整備にあたっては、交通事業者と連携して、バリアフリーに配慮した利便性の高い施設を整備していく。	
					衛生センター	車いす使用者用トイレの設置の施設整備の充実を交通事業者への要望	駅トイレの車いすが使える、ユニバーサルデザイン施設のトイレに対して、要望と協力をしている。	交通事業者の施設に対し、施設整備の要望と長野市の助成が必要。	
					駅周辺整備局	長野駅東西自由通路等維持管理及び長野駅周辺第二土地区画整理事業	長野駅と接続する東西自由通路を中心に良好な施設の維持管理に努めてきた。	長野駅東西自由通路等を将来管理者へスムーズに所管換えする。 長野駅東口駅前広場と関連する施設の整備をする。	
			(2)交通事業者等と協力して、自由通路や駅前広場の整備、エレベーターやエスカレーター等の設置、歩道の段差の解消、駅ビル等周辺建築物との一体的整備等による歩行環境の改善など、交通環境の整備を推進します。	交通政策課	鉄道施設バリアフリー化設備整備費補助事業	高齢者や障害者等が鉄道駅を利用するにあたり、ホームに至るまでの移動の円滑化を図るため、JR長野駅及び長野電鉄長野駅にエレベーターを設置する工事費等に対する補助を行っている。交付条件として、「身体障害者団体等の意見を聴取して行うこと」とし、対象者の意見を反映できるように配慮した。 なお、高齢者、障害者等の移動円滑化を対象としたバリアフリー解消に係る計画の早期策定を望む。	身体障害者のみならず、交通弱者が鉄道駅を利用しやすいよう、障害者団体等の視点にたった施工がされているか、確認する。		
				まちづくり推進課	長野電鉄信濃吉田駅南北自由通路整備事業	鉄道で分断されている地域に、横断自由通路が設置されたことにより往来が可能となり、更に、鉄道会社の協力により、上り・下りホームにそれぞれ、スロープが整備されたことにより、交通環境の整備が図れた。	施設の維持管理に努める。	平成21年度から維持課へ移譲	
				まちづくり推進課	長野駅前A-3地区市街地再開発事業	将来、市が行う長野駅善光寺口の駅前広場整備事業のペDESTリアンデッキと再開発ビルの屋外通路が連続性をもたらす計画予定から、再開発事業によりエレベーターの設置を行うことで、歩行者環境の向上が期待される。	施設の維持管理に努める。		
				駅周辺整備局	長野駅周辺第二土地区画整理事業	良好な施設の維持管理に努めてきた。	長野駅東口駅前広場と関連する施設の整備をする。		
			(3)バス停留所及びバスターミナルにおける乗車時の案内等の充実を交通事業者に要望していきます。	交通政策課	地域公共交通活性化・再生総合事業	きめ細かく視覚的・感覚的に分かりやすいバスサービス案内を実現するため、バスロケーションシステムの導入などを盛り込んだ長野市公共交通総合連携計画を策定中である。	国の財政的な支援の下、バス事業者と協力し、バスロケーションシステムの導入やバス路線のイメージカラー化など、分かりやすく利用しやすいバス停留所の実現を図る。		
第7節			スポーツ・レクリエーション及び分化活動の促進						
1			スポーツ・レクリエーションの促進						
			スポーツやレクリエーションは、健康・体力の維持増進や機能回復、心身のリフレッシュ、人との交流や生きがいなど様々な効果があるので、施設の整備や環境の充実に努めます。						
			(1)障害者スポーツの一層の促進を図るため、長野市障害者スポーツ協会への支援を継続するとともに、長野県障害者スポーツ地区指導員養成研修会を受講した公認指導員(市障害者スポーツ指導員)が、個人の能力・障害等に応じた指導ができるよう、協会主催の講習会を開催して、指導員の資質向上に努めます。	障害福祉課	未実施	未実施	市スポーツ協会職員の指導員資格取得を促す。		
			(2)障害者の社会参加の促進を図るためにもスポーツは有効なものであり、技術やルール・用具を工夫して、多彩なスポーツ種目を体験できる機会の提供に努めます。	障害福祉課	各種講習会	受講者がいつも同じ人だったり、競技種目のマンネリ化が見られる。	周知方法等を見直し、もっとたくさんの人に受講してもらえよう努める。		
				体育課	ニュースポーツ等の用具の貸出し	スポーツ用具の貸出しは実施している。 障害者に対する指導は専門な資格及び技術が必要なため、現状では指導はしていない。	用具類の貸出しは継続して実施していく。ただし障害者専用のスポーツ用具の購入しない。		
			(3)障害者や障害者スポーツへの関心を高めるため、冬季オリンピック・パラリンピックの開催地としての知名度を生かした全国大会や国際大会の誘致に努めるとともに、民間ボランティア等の各種スポーツ団体などの活動に対して積極的支援を行います。	障害福祉課	車いすマラソン大会 フロアーホッケー大会	車いすマラソンは全国から多数の選手が参加するなど、一定の周知は既に実現。	フロアーホッケーに対する認知度がまだまだ低い ため、周知方法など見直す。		
				体育課	各種スポーツ大会の誘致	障害者の大会は誘致していない。	今のところ、現状維持せざるを得ない。		
			(4)長野市障害者スポーツ協会は、平成12年度から市体育協会の準加盟加盟団体となるなど、関係機関・団体との連携強化を図っていますが、さらにだれもが同様にスポーツ活動に参加し楽しめるよう、個人の能力や障害に応じた指導体制の充実を図りながら、より一層の関係機関・団体との連携強化に努めます。	障害福祉課	正会員の集い	年1回スポーツ協会会員と意見交流会の場を設け、今後の事業のあり方等について意見交換をする。	交流会の実施回数、会員増のための発掘方法の見直しを図る。		

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
2			文化活動参加への支援					
			文化活動を障害のある人に広めていくために、文化活動の啓発・広報の実施や情報提供に努めながら、より多くの人が参加でき、活動の成果を発表できるよう、その機会を提供するなど支援策の充実に努めます。					
			(1)障害者の文化・芸術に接する機会を広げ、長野県障害者文化芸術祭「作品展」を周知し作品の展覧を促すとともに、出展作品を市庁舎内に展示するなど、発表の場を提供し、文化・芸術活動への支援を行います。	障害福祉課	文化交流芸術祭	開催地が長野市なら、飾付けが大変なほどたくさんの出品があるが、他市町村になると大幅に出品数が減ってしまうため、周知方法など改めて対策が必要。	出品者の意欲を向上させるために、表彰枠を増やすなど改善策を検討。	
			(2)博物館等の入館料を減免するなど、文化の鑑賞機会を継続支援します。	博物館	入館料の減免	障害者と介護者及び引率者に対して入館料を減免し、地域文化の学習や芸術文化の鑑賞機会を支援するもの。個人利用が多いが、定期的に施設利用もあり、定着している傾向もある。	事前の必要となる減免申請書の手続きを省略し、手帳の提示のみで減免入館できるようにした。今後も継続実施していくとともに、広報等により利用を呼びかけていく。	
				文化財課	入場料の減免	減免措置の周知が利用者間で少しずつ浸透し、障害者団体を中心に利用者が少しずつ増えている。	今後とも引き続き減免を継続する。	
第8節			防犯・防災対策の推進					
1			防犯対策の推進					
			障害者が安心して地域で生活ができるよう、事件・事故の防止に努めます。					
			(1)悪質商法による被害を未然に防止するための広報啓発や、消費生活相談の充実を図ります。	市民課	広報啓発・出前講座 消費生活相談	広報ながのや地域新聞への啓発記事の掲載のほか、出前講座での啓発を通じ、意識の高揚に努めている。しかし、消費者トラブルを未然に防止するためには、家族や周りの人も日頃から障害者の様子を気にかけて、地域の関係機関と連携して見守ることが必要である。また、消費者トラブルの相談に対しては、クーリング・オフ制度などを説明し、契約の解除手続の助言、指導を行っている。	障害者にも分かりやすい出前講座を企画するほか、家族や支援者に対するトラブル予防資料を作成、成年後見制度の活用についても周知していく。また、障害者に対する不当な契約の強要などの相談に対し、助言、指導を行っている。	
			(2)「ファックス110番」の周知等の広報活動を推進します。	障害福祉課		聴覚・音声・言語障害者の方で緊急通報FAXに登録した方についてファックス110番についてお知らせしている。	引き続き周知していく。	
			(3)視覚障害者用付加装置信号機の設置を関係機関に要望し整備の促進に努めます。	障害福祉課 道路課	行政懇談会 今年実績なし	視覚障害者団体との行政懇談会を実施し、要望事項を関係機関へ伝えている。	引き続き所管警察署を通じ、公安委員会へ要望していく。	
2			防災対策の確立					
			障害者が暮らしている地域で関係機関等との連携を図り、安心して暮らせる社会を目指します。					
			(1)障害者福祉施設等の入所者の早期避難体制の確立を図るため、地域住民との応援協定の締結の促進及び自主防災会、地元消防団員による在宅障害者の避難体制の強化を図り、障害者の生活の場の安全を確保できるよう努めます。	厚生課 消防局予防課	災害時要援護者支援事業 災害時における応援協定	在宅の独居高齢者や障害者等「災害時要援護者」の情報を集約し、「災害時要援護者台帳」を作成。地域防災関係者との情報共有を図り、地域における避難支援体制の構築を促進した。地域での実施主体や取り組み内容の決定に調整が必要な地区が多く、実施地区が増えていない。 障害者福祉施設等における災害時の安全を確保するため、76ある入所施設を主体として地域との応援協定の締結を促進し、現在までに68施設(89.5%)の締結が済んでいる。	地域における避難支援体制の構築を引き続き依頼し、先進地区の状況の紹介を含め、実施に向けての更なる支援を行う。 未締結の8入所施設及び新規施設について、今後も引き続き応援協定の締結を目指す。	
			(2)火災、急病、突発的な事故や災害等に迅速に対応できるよう、消防機関との間に緊急受信体制を確立し、「消防だより」の全戸配布により防火思想の高揚を図るとともに、地域の民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員、自主防災会、関係機関等と連携し地域に密着した防災ネットワークの確立に努めます。	厚生課 消防局予防課	災害時要援護者支援事業 火事をなくする市民運動	地域防災関係者と共有する災害時要援護者の情報については、消防局との共有も図ることとする。調整に時間を要しているため、共有が遅れている。 保健福祉部にて登録し依頼された聴覚障害者116人には緊急通報FAX、同様に聾唖者13人に対しては緊急メールにより緊急受信体制の確立がなされている。(緊急通報FAXカードは、消防局FAX番号を「119」に統一し、手話通訳者要請の有無について記載、通訳者を要請場所に派遣できる体制を確立している。)また、「消防だより」は、現在「広報ながの」に年3回特集を組み火災等予防啓発を行っている。	情報共有の方法を早期に構築し、要援護者の情報を災害時や救急など緊急時に活用できる体制を構築する。 今後も同様に保健福祉部から依頼により、障害者からの緊急受信体制は継続していく。また、火災等予防啓発については、引き続き「広報ながの」を通じて行っていく。	
			(3)長野市地域防災計画で災害時要援護者への対応を検討するとともに、地域住民と障害者等が連携し災害時対応ができるよう努めます。	厚生課・危機管理防災課 消防局予防課	災害時要援護者支援事業 災害時における応援協定	在宅の独居高齢者や障害者等「災害時要援護者」の情報を集約し、「災害時要援護者台帳」を作成。地域防災関係者との情報共有を図り、地域における避難支援体制の構築を促進した。地域での実施主体や取り組み内容の決定に調整が必要な地区が多く、実施地区が増えていない。 協定が締結されている施設のうち、ほとんどの施設で火災又は災害を想定した訓練を実施しているが、施設単独での訓練が多く見受けられ、地域と連携して訓練を実施している施設もあるが、半数以下に留まっている。	地域における避難支援体制の構築を引き続き依頼し、先進地区の状況の紹介を含め、実施に向けての更なる支援を行う。 締結施設については、計画倒れにならないよう地域応援協定に基づく災害対応訓練の実施に向け指導していく。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第4章			早期療育体制・教育の充実のために					
第1節			保健・医療・福祉サービスの充実					
1			障害の発生予防、早期発見、早期治療の充実					
			障害の発生予防を啓発するとともに、早期発見、早期療育を行い、障害の軽減に努めます。					
		(1)	医療機関との連携に留意しつつ、妊婦・乳幼児健康診査及び各種専門相談等による早期発見、早期治療体制の整備を推進します。	健康課	妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診、母子専門相談、乳幼児健康教室、発達相談、すくすく広場、あそびの教室、乳幼児発達健診、個別・グループ療育	新生児訪問については、出生連絡票の未提出、訪問拒否等で訪問にいたらないケースがあり、訪問実施率が目標を下回った。乳幼児健診については、未受診者にハガキを送るなど受診勧奨を図った結果、受診率が上がった。障害の早期発見について、実施している事業は、乳幼児及びその保護者に対し支援していく上で大きな役割を果たしている。ただし、年々対象者が増加している中で、専門スタッフの確保が難しくなっている。	出生連絡票を必ず提出してもらおうなど、対象家庭の把握方法を工夫し、全戸訪問を目指す。引き続き受診勧奨に努める。スタッフの研修により資質向上を図るとともに、事業内容について他市の例を参考にすると、障害の早期発見・早期療育に努める。	
		(2)	障害児の保護者への相談指導体制の整備を推進します。	障害福祉課	相談支援事業	8ヶ所の相談支援事業所の相談支援専門員による各種相談(児童デイサービス、医療的な相談等)に対応している。また、健康課との連携を図り、障害の早期発見から相談に結びつくよう支援している。	関係機関がより連携を図り、相談指導体制の充実に努めていく。	
				健康課	母子専門相談、発達相談、すくすく広場、あそびの教室、乳幼児発達健診、個別・グループ療育	障害の早期発見について、実施している事業は、乳幼児及びその保護者に対し支援していく上で大きな役割を果たしている。ただし、年々対象者が増加している中で、専門スタッフの確保が難しくなっている。	スタッフの研修により資質向上を図るとともに、事業内容について他市の例を参考にすると、障害の早期発見・早期療育に努める。	
		(3)	特定健康診査・がん検診等による生活習慣病の早期発見体制の整備を推進します。	健康課	長野市国保特定健診・後期高齢者健診・特定保健指導	平成20年度から市町村が実施していた市民健康診査にかわり、保険者がメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施することになった。本市では、長野市国保特定健診と後期高齢者健診を実施している。また、特定健診の一環として人間ドック・脳ドックの補助制度を実施している。なお、特定健診の結果による対象者に生活習慣の改善を図るための特定保健指導を実施している。	(施策の方向)特定健診・後期高齢者健診の実施により、生活習慣病の早期発見・治療につなげ、健康の維持に努める。(施策の内容)各健診の受診啓発活動を積極的に行うとともに、受診者の利便性に配慮した健診体制の整備に努める。	
				健康課	胃がん検診・肺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診	受診機会拡大のため、集団検診のみで実施していた乳がん検診を、平成15年度から医療機関で開始し、また、近年急増している前立腺がんについての検診を平成17年度から導入した。	(施策の方向)がん検診等の実施により、疾患の早期発見・治療につなげ、健康の維持に努める。(施策の内容)各検診の受診啓発活動を積極的に行うとともに、受診者の利便性に配慮した検診体制の整備に努める。	
		(4)	生活習慣病予防のための個別・集団健康教育を推進します。	健康課	健康教室、栄養・運動指導、骨粗鬆症予防教室等	平成20年度は計597回開催し、延べ15,353人が受講した。健康教室、講演会等に参加した者に対してアンケート調査等を行い、実施方法や内容が適切であったかどうかを検討し、その後の改善に努めた。単なる知識の伝達ではなく、自らの健康管理に対する主体的な実践を促した。	医師会等関係団体の協力を得て、力量のある講師の確保等に努めるとともに、特定保健指導と適切に連携することにより、具体的な生活習慣の改善がもたらされるよう、総合的に取り組んでいく。	
2			障害の軽減、補完、治療等の充実					
			身体的なりハビリテーションを推進するとともに、福祉施策の活用と充実を図り、また、心理的あるいは精神的側面のリハビリテーション指導体制の整備を図ります。					
		(1)	障害を軽減し自立を促進するために、障害者福祉センターやデイサービスセンター等で機能回復訓練などを行うとともに、各種医療機関におけるリハビリテーション医療実施体制の整備及び専門職の充実・確保を図ります。	障害福祉課	障害者福祉センター管理運営	管理運営を指定管理者に委託し、障害者に必要な各種講座、訓練事業を行い、障害者の社会参加を促進しているが、対象者が固定化している。	多くの障害者が参加できるよう、講座の募集方法等運営について検討する。	
		(2)	障害の軽減と補完のため、更生医療の給付、訪問診査、更生相談、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。	障害福祉課	自立支援給付、補装具費	利用者の定率1割負担により更生医療費、日常生活用具の支給、補装具の給付を行っている。また、相談にも対応している。	引き続き障害の軽減と補完のための支給を行っていく。	
		(3)	高齢者施策と一体となつての福祉用具の展示、相談会の開催に努めます。	障害福祉課	未実施	未実施		
		(4)	デイケア事業、訪問看護事業等の実施に努め、市保健センター等における家庭訪問、健康相談による保健指導を積極的に行い、更に関係医療機関の整備・充実を図ります。	健康課	訪問保健指導、個別健康相談	平成20年度は延べ665人に対して訪問指導を実施し、計1,092回、延べ14,357人に対して健康相談を実施した。相談等を受けた者の相談内容等を分析し、実施方法等の改善につなげた。	専門スタッフの確保に努め、保健福祉に係わる各方面の協力を得て、相談内容等の多様化に対応できるよう、取り組んでいく。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
第2節			教育的支援の充実					
1			障害児に対する教育的支援					
			(1)ノーマライゼーションの進展に向けて、障害のある子どもの自立と社会参加を支援するための施策を積極的に行います。 (2)教育、福祉、医療が一体となり、子どもの教育的ニーズを適切に把握し、必要な教育的支援を行うため、教育相談と就学指導の体制を整備充実します。 (3)障害の重度・重複化や多様化を踏まえ、障害のある子どもの特別な教育的ニーズと発達状況に応じた適切な教育的支援を行うため、教育内容の充実・強化と環境の整備・改善を図ります。 (4)障害のある子どもとその保護者の居住地域における豊かで安心な社会生活	障害福祉課	障害者相談支援事業 特別支援連携会議	療育コーディネーターと連携し個々に応じた支援を検討しているが相談窓口が明確でなくどこに相談するか分からない保護者や希望に沿った療育が実施できない場合がある	庁内の連携会議を強化し、どこの窓口で相談を受けても支援が実施できる体制を整える。	
			(1)教育、福祉、医療関係機関の連携強化を図り、障害のある子どもとその保護者等に対して適切な教育・発達相談と適正就学指導を行うための支援態勢の充実を図ります。	保育家庭支援課	発達相談事業	入園後、発達が気になる園児の保護者・担任の相談に発達相談員が応じ、必要な園児については、教育・福祉・医療関係者と連携を図り継続した支援体制をとるようにしている。	就学相談までには至らない来入児の継続支援のあり方について検討する必要がある。	
				学校教育課	特別支援連携会議 巡回相談員派遣等	平成17年度から18年度にかけて開催されていた連携会議を平成20年度に再開し、健康課、保育家庭支援課、障害福祉課、学校教育課で情報の共有等に関して検討している。臨床心理士や教育相談関係者の専門家7人が巡回相談員として学校を訪問し指導・助言にあたっている。特別支援学校教育担当者との連絡会、長野市医師会との共催による「こどもの心事例検討会」を開催し、関係者との連携に努めている。	保健、福祉、教育が一体となった、市民に分かりやすい相談支援体制の構築が必要である。今後、青年期の支援についても検討していく必要がある。関係機関との更なる連携に努める。	
				健康課	特別支援連携会議	特別支援連携会議を立ち上げたことにより、一貫した支援を実施できる。	会議の内容を充実することにより、関係各課が情報を共有し、個別のニーズに即した一貫した支援を実施できるよう努める。	
				障害福祉課	特別支援連携会議	特別支援連携会議を立ち上げたことにより、一貫した支援を実施できる。	会議の内容を充実することにより、関係各課が情報を共有し、個別のニーズに即した一貫した支援を実施できるよう努める。	
			(2)教育・発達相談と就学指導の担当者の資質と専門性の向上を図るために、各種の研修会を開催したり、関係機関の職員間の交流を図る機会を充実します。	健康課	特別支援連携会議	特別支援連携会議を立ち上げたことにより、一貫した支援を実施できる。	会議の内容を充実することにより、関係各課が情報を共有し、個別のニーズに即した一貫した支援を実施できるよう努める。	
			(3)就学及び転学等の手続が適切かつ円滑に行えるよう、保護者に対して情報提供を行うとともに、保護者の意向を尊重しながらも、より適正な就学となるよう保護者との懇談の機会をもちます。	学校教育課	コーディネーター連絡会 教育相談関係者合同研修会 ふくしネットこども部会 特別支援教育研究協力校	市立小・中学校の特別支援教育コーディネーターが一堂に会する連絡会及び特別支援教育等に関わる相談員の合同研修会を開催している。また、小・中学校教職員にふくしネットこども部会への参加を呼びかけている。市立小・中学校6校で支援体制の整備と指導・支援内容等の検討について研究を実施している。	研究会の内容の充実を図るとともに、関係者のつながりをより一層深めていく必要がある。	
				障害福祉課		特別支援学校等で開催される説明会に出席し、保護者の意向を聞きながら支援の方向について障害者サービスの説明・手続きについて情報提供している	的確な情報提供・相談に今後も努める。	
			(4) 特殊学級担当教員等の資質と専門性の向上を図るため、研修等の充実を努めます。	健康課	就学指導委員会への情報提供及び委員会出席	委員会の要望に応じ支援状況を的確に提供している。	引き続き的確な情報提供に努める。	
				学校教育課	就学相談 心身障害児就学指導委員会	幼稚園、保育園、児童福祉施設、小・中学校等の関係者に教育相談室から就学相談の説明を行い、各施設・学校等で保護者との相談時に説明を行っている。就学相談の申し込み時に、児童・生徒の在籍校及び教育相談室において保護者の意向を確認している。	就学相談の説明資料を作成する等、情報提供に努める。また就学指導委員会における保護者の意見表明のあり方や、相談・支援の根本的ありかたについて検討が必要である。	
			(5) 特殊学級における学習指導の充実・強化を図るため、当該学級の実状に応じた教員配置、弾力的な学級編制について県へ働き掛けます。	学校教育課	特別支援教育担当者会 コーディネーター連絡会 小・中学校教育課程研究協議会	特別支援教育担当者会、コーディネーター連絡会が中心となり、研修会を実施している。また、市教育センターにおいて教職員研修(5講座)を実施している。更に小・中学校において教育課程研究協議会を実施している。	今後も引き続き研修会を実施し、担当者、コーディネーター、教職員間の連携を強めていく必要がある。	
			(6) 特別な教育的支援を必要とする学習障害(LD)児や注意欠陥・多動性障害(ADHD)児への理解を深めるとともに、その指導方法を充実させるために担当教員の研修を行い資質を高めます。	学校教育課		県都市教育長会議、県市長会及び県教育委員会との連絡会等において要望をしている。	引き続き働きかけを継続する。	
				学校教育課	市教育センター研修講座 特別支援教育支援員配置 特別支援教育推進	教育センターにおいて、管理職研修を含めた5講座の特別支援教育に関する研修を実施している。 長野市特別支援教育さんさんプランを提案し、各学校で現場での連携等を図っている。	学校全体での支援体制を一層推進するため、保護者を含めた学校現場での研修を充実させる必要がある。	

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	主な事業	事業の評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)	備考
			(7) 学校施設の新築・改築・大規模改修事業等を行うに当たり、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの観点から環境・施設を整備するよう努めます。	建築課		整備依頼のあったH20年度建築課業務は407件		
				学校教育課	学校施設設備	就学時、進級時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設・設備の改修及び備品等の配備を行っている。	引続き施設・設備の改修及び備品等の配備を行っている。	
				教育委員会総務課	小中学校新增改築事業 小中学校大規模改修事業 小中学校耐震補強事業	学校施設は、障害の有無に関わらず子どもたちの活動に支障なく、安全に安心して利用することができなければならない。また、学校開放や災害時の避難場所としての利用においても、障害者を含む多様な地域住民の利用が想定されることから、施設のバリアフリー化は重要な課題と認識している。現状は、新增改築の際や児童生徒の在籍状況に応じた緊急性の高い改修を優先に取り組んでいる。	引き続き、学校施設の新増改築の際には、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計を行っていく。既存施設のバリアフリー化については、現在最優先課題として取り組んでいる学校施設の耐震化や質的整備等と併せて総合的に検討し、整備に努める。	
			(8) 完全学校週5日制の実施に伴い、障害のある子どもが地域教育活動に進んで参加できるよう支援の充実に努めます。	障害福祉課	未実施	未実施		
			(9) 盲・ろう・養護学校及び小・中学校の長期休業期間及び放課後における学童保育、ショートステイ、レスパイトサービス等の生活支援事業の利用を推進します。	障害福祉課	障害児自立サポート事業	放課後や休日の一時預かりにより介護者の介護負担軽減を図るとともに、外出サポートや社会適用訓練により自立と社会参加を支援している。	支援事業所、学校、家庭との連携を図りながら事業を継続していく。	
				生涯学習課	小学生の放課後対策事業として、安全・安心な居場所づくり(児童館、児童センター、児童クラブ、子どもプラザ)を推進している。	平成20年2月に「長野市版放課後子どもプラン」を策定。同年4月に生涯学習課内に放課後子どもプラン推進室を設置し、市立小学校児童の放課後対策事業を推進している。新たな児童館は建設せずに、既存の施設及び学校施設を活用して放課後の居場所を提供するもの。希望する障害者本人・保護者に、施設等を見学、体験入館してもらい、双方の話し合いにより、その施設が本人の居場所としてふさわしいかどうか判断している。	新たに子どもたちの居場所として開設していく校内施設は、学校の状況にもよるが、対応できる余裕教室等を活用していきたい。また、施設側の職員に対する研修も実施する中で、障害者が利用を希望する場合は、放課後子どもプラン推進室の実地確認を踏まえながら、職員の加配も含めた対応を検討していく。	
			(10) 遠隔地の盲・ろう・養護学校に在籍する子ども及びその保護者等を対象とする、通学及び帰省に伴う費用の一部を補助する制度を新設します。	障害福祉課	未実施	未実施		